

愛媛グローバル・フロンティア・コンソーシアム規約

第1章 総則

(名 称)

第1条

本コンソーシアムは、「愛媛グローバル・フロンティア・コンソーシアム」と称する。

(目 的)

第2条

本コンソーシアムは、愛媛県内の産業を強化し、地域経済を活性化するとともに、海外のスタートアップ・エコシステムと繋がり、若手人材等の育成、新規・革新事業等の成長を支援することで、国際競争力の強化、スタートアップの創出や発展がもたらすイノベーションをオール愛媛体制で推進することを目的とする。

(取 組)

第3条

本コンソーシアムは、前条の目的を達成するため、次に掲げる取組を行う。

- (1) 愛媛県におけるイノベーション・エコシステムの構築促進
- (2) 産学官連携によるスタートアップの創出や成長促進
- (3) その他本コンソーシアムの目的を達成するために必要な取組

第2章 役員及び会員

(役 員)

第4条

本コンソーシアムに、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 1名
 - (3) 理事 3名以上
- 2 会長は、愛媛県知事の職にある者を以って充て、コンソーシアムを代表し会務を総括する。また、理事会の会議の議長を務めることとする。
- 3 副会長は、公益財団法人えひめ産業振興財団理事長の職にある者を以って充てるものとする。また、会長に事故があるときは、副会長が職務を代理する。
- 4 理事は、第5条に定める正会員の中から選任する。
- 5 理事は、この規約の定めに基づき、本コンソーシアムの業務を執行する。
- 6 理事の任期は令和12年3月までとする。

(会 員)

第5条

本コンソーシアムの会員は、次のとおりとする。

- (1) 正会員（メンバー） 本コンソーシアムの目的及び事業に賛同して入会し、本コンソーシアムの主要な取組に関わる企業、自治体、学術研究機関その他の団体
 - (2) 賛助会員（サポーター） 本コンソーシアムの目的及び事業に賛同して入会し、必要に応じて本コンソーシアムの取組に協力する意思のある企業、自治体、学術研究機関その他の団体
- 2 上記会員のほか、本コンソーシアムの活動を有意義なものとするため、次のとおりオブザーバーを置くことができる。
- (1) オブザーバーは、会長が認める機関又は団体とし、必要に応じてコンソーシアムの活動に参加し、助言及び支援を行うものとする。

(入 会)

第6条

本コンソーシアムへの入会を希望する者は、別に定める入会届を事務局に提出する。

- 2 正会員については、入会にあたり、会長の承認を受けなければならない。また、正会員の入会は、理事会の報告事項とする。
- 3 理事を除く正会員は、別に定める変更届を事務局に提出し、任意に賛助会員になることができる。
- 4 賛助会員については、入会にあたり、会長の承認を受けなければならない。
- 5 賛助会員は、正会員になることを希望する場合、別に定める変更届を事務局に提出する。提出後は、正会員の入会届が提出された場合と同様の取り扱いとする。

(退 会)

第7条

会員は、別に定める退会届を事務局に提出し、任意に退会することができる。また、解散又は破産したときは、退会したものとみなす。

(除 名)

第8条

会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、理事会の協議によって当該会員を除名することができる。

- (1) 本コンソーシアムの目的にふさわしくない行為を行ったとき。
- (2) 本コンソーシアムの活動を妨げるような行為を行ったとき。
- (3) その他除名すべき正当な理由があるとき。

第3章 理事会

(理事会)

第9条

本コンソーシアムを円滑に運営するために、理事会を置く。

- 2 理事会は、会長及び理事を以って構成する。
- 3 理事会の会議は、会長が必要と認めたときに招集する。

- 4 緊急に協議すべき事項又は軽微な事項について、会長は、理事に対して書面又は電子メールにより賛否を求め、これを以って理事会の協議に代えることができる。
- 5 会長が必要であると認めるときは、理事会に関係者及び有識者等を出席させ、意見・助言等を求めることができる。

第 10 条

理事会は、次に掲げる事項の意思決定を行う。

- (1) 本コンソーシアムの業務執行
 - (2) 理事の選任
 - (3) その他会長が必要と認める事項
- 2 前項における理事会の意思決定は、役員の協議の上、会長が行うものとする。

(部 会)

第 11 条

本コンソーシアムの活動を円滑かつ効果的に推進するため、複数の正会員組織の集合により構成される部会を設置することができる。

- 2 部会の設置に当たっては、5名以上の正会員により、別に定める部会設置申請書を事務局に提出するものとする。部会設置申請書に基づき、会長が部会の設置を承認する。
- 3 部会には、部会長及び部会事務局を置く。

第 4 章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第 12 条

この規約は、理事会の協議によって変更することができる。

(解 散)

第 13 条

本コンソーシアムは、理事会の協議によって解散する。

第 5 章 庶 務

(事務局)

第 14 条

本コンソーシアムの事務を処理するため、愛媛県経済労働部産業支援局産業創出課に事務局を置く。

第 6 章 秘密保持

(秘密保持)

第 15 条

役員及び会員は、本コンソーシアムの活動を通じて知り得た情報を、本コンソーシ

アム外の第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。役員又は会員でなくなった後も同様とする。

第7章 雑 則

(雑 則)

第 16 条

この規約に定めるもののほか、本コンソーシアムの運営に関して必要な事項は会長が定める。

附 則

この規約は、令和7年3月3日より施行する。

別表（第４条及び第５条関係）

役員

区分	団体名	役職
会長	愛媛県	知事
副会長	公益財団法人えひめ産業振興財団	理事長
理事	三浦工業株式会社	代表取締役社長執行役員
理事	国立大学法人愛媛大学	学長
理事	学校法人松山大学	理事長
理事	株式会社伊予銀行	取締役頭取
理事	株式会社愛媛銀行	代表取締役頭取

正会員

区分	団体名
企業・経済団体	アカマツ株式会社
企業・経済団体	愛媛経済同友会
企業・経済団体	愛媛県商工会議所連合会
企業・経済団体	愛媛県商工会連合会
企業・経済団体	公益財団法人えひめ産業振興財団
企業・経済団体	株式会社愛媛新聞社
企業・経済団体	公益財団法人えひめ東予産業創造センター
企業・経済団体	四国電力株式会社愛媛支店
企業・経済団体	セキ株式会社
企業・経済団体	株式会社ダイキアクシス
企業・経済団体	西日本電信電話株式会社四国支店
企業・経済団体	株式会社ハートネットワーク
企業・経済団体	三浦工業株式会社
大学・高等専門学校	国立大学法人愛媛大学
大学・高等専門学校	独立行政法人国立高等専門学校機構新居浜工業高等専門学校
大学・高等専門学校	学校法人松山大学
大学・高等専門学校	独立行政法人国立高等専門学校機構弓削商船高等専門学校
金融機関	株式会社伊予銀行
金融機関	いよぎんキャピタル株式会社
金融機関	株式会社愛媛銀行
金融機関	株式会社日本政策投資銀行松山事務所
金融機関	ひめぎんリース株式会社
自治体	愛媛県
自治体	松山市
自治体	今治市
自治体	宇和島市

区分	団体名
自治体	八幡浜市
自治体	新居浜市
自治体	西条市
自治体	大洲市
自治体	伊予市
自治体	四国中央市
自治体	西予市
自治体	東温市
自治体	上島町
自治体	久万高原町
自治体	松前町
自治体	砥部町
自治体	内子町
自治体	伊方町
自治体	松野町
自治体	鬼北町
自治体	愛南町

(50 音順、自治体除く)

オブザーバー

団体名
四国経済産業局